



札幌市下水道事業のあゆみ

札幌市の下水道は、大正15年の計画着手から90年、さらに未来へと前進を続けています。

大正15	旧下水道法に基づく下水道築造認可 第1期下水道築造5カ年計画事業着手 札幌市下水道条例公布	62 篠舞中継ポンプ場、伏古川雨水ポンプ場運転開始 63 第5次下水道整備5カ年計画の策定(平成4年度まで) アメニティ下水道モデル事業に着手
昭和26	戦後の下水道事業に着手	平成元 野津幌川雨水ポンプ場、川北中継ポンプ場運転開始
32	新拡張計画に基づく事業認可	2 安春川流雪溝供用開始
33	新下水道法公布、下水道課の設置	(1990) 3 茨戸処理場雨水滞水池運転開始 創成川処理場高度処理施設運転開始 市街化調整区域の下水道整備に着手
34	新札幌市下水道条例公布 下水道使用料の徴収開始	4 第6次下水道整備5カ年計画の策定(平成8年度まで) 手稲沈砂洗浄センター運転開始 安春川へせせらぎ用水(高度処理水)を送水
35	主要事業10年計画の策定(昭和44年度まで)	5 厚別処理場汚水調整池(融雪槽兼用)運転開始 厚別川雨水ポンプ場運転開始
(1960)	36 下水道部の設置 真駒内処理場運転開始	6 汚泥処理の集中化に着手
38	新下水道法に基づく事業計画認可	7 発寒雨水調整池(融雪槽兼用)運転開始
40	建設6年計画(昭和45年度まで)	8 第7次下水道整備5カ年計画の策定(平成12年度まで)
41	野津幌川処理場運転開始	9 創成川貯留管(融雪管兼用)運転開始 大通下水道管投雪施設運転開始 下水道科学館オープン
42	水洗化改造資金等の貸付制度の創設 創成川処理場運転開始 建設5年計画(昭和46年度まで)	10 屯田川等へせせらぎ用水(高度処理水)を送水 下水道局庁舎落成
43	伏古川処理場運転開始 新都市計画法公布 創成川第3中継ポンプ場運転開始	11 西部スラッジセンター脱水施設運転開始
44	下水道管理事務所の設置	(2000) 12 発寒下水道管投雪施設運転開始 第8次下水道設備5カ年計画の策定(平成16年度まで)
(1970)	45 受益者負担金条例公布 水質汚濁防止法公布 豊平川処理場、定山溪処理場運転開始	14 札幌市下水道マスタープラン策定
46	第1次下水道整備5カ年計画の策定(昭和50年度まで) 新川処理場運転開始 定山溪中継ポンプ場運転開始 受益者負担金徴収開始、真駒内処理場廃止	15 琴似流雪溝供用開始 八軒下水道管投雪施設運転開始 伏古川貯留管(融雪管兼用)運転開始 伏古川処理場高度処理施設運転開始
47	政令指定都市に移行 豊平川中継ポンプ場運転開始	16 新川融雪槽運転開始
48	下水道局の設置、排水設備登録業者制度の創設 厚別処理場運転開始	17 建設局と下水道局が統合し、建設局となる 地域密着型雪処理施設(月寒公園)供用開始 東部処理場運転開始
49	手稲中継ポンプ場運転開始	18 地域密着型雪処理施設(伏古公園北)供用開始
50	茨戸西部中継ポンプ場運転開始	19 「処理場」を「水再生プラザ」に改称 排水設備指定工事業者制度創設 東部スラッジセンター脱水施設運転開始
51	第2次下水道整備5カ年計画の策定(昭和55年度まで) 接続負担金制度創設 茨戸中部中継ポンプ場運転開始 札幌市水洗化等あっせん委員会発足	東部スラッジセンター運転開始(1号炉) 地域密着型雪処理施設(アクセスサッポロ)供用開始 札幌市下水道事業中期経営プラン策定(平成23年度まで)
52	茨戸処理場運転開始	21 東部スラッジセンター2号炉運転開始
53	野津幌川処理場運転廃止[厚別処理場に統合] 手稲処理場運転開始	(2010) 22 厚別洗浄センター運転開始 新琴似北流雪溝供用開始
54	藻岩下第2中継ポンプ場運転開始	札幌市下水道ビジョン2020策定(平成32年度まで)
55	豊平川に「サケの遡上」を確認 第3次下水道整備5カ年計画の策定(昭和59年度まで)	23 札幌市下水道事業中期経営プラン2015策定(平成27年度まで)
(1980)	56 月寒川雨水ポンプ場運転開始	24 厚別下水汚泥コンポスト工場運転停止
57	茨戸東部中継ポンプ場運転開始	25 汚泥処理集中化完了
58	財団法人札幌市下水道資源公社設立 西部スラッジセンター運転開始 藤野中継ポンプ場運転開始	26 札幌市下水道改築基本方針策定
59	第4次下水道整備5カ年計画の策定(昭和63年度まで) 厚別下水汚泥コンポスト工場運転開始 拓北処理場運転開始	27 豊平川雨水貯留管供用開始 札幌市下水道事業中期経営プラン2020策定(平成32年度まで)
60	米里中継ポンプ場運転開始	28 下水道河川局となる
		29 下水道科学館リニューアルオープン



下水道事業の担当組織

